

ID: 138

担当部署: 環境課

処分の概要	許可証の再交付等		
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例施行規則 第6条		
例規番号	平成13年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (記載事項の変更及び許可証の再交付申請)</p> <p>第6条 使用者は、その氏名、本籍若しくは住所に変更を生じたとき、又は許可証を紛失し、滅失し、若しくは汚損したときは、墓地永代使用許可証記載事項変更、再交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日